

5 . ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg - TEQ / m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg - TEQ / 棲以下
水底の底質	150 pg - TEQ / g 以下
土 壤	1,000 pg - TEQ / g 以下

備考 1 . 基準値は、2 ,3 ,7 ,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2 . 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の環境基準値は、年間平均値とする。
3 . 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg - TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- (注) 1 . 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2 . 水質の汚濁 (水底の底質を除く。) に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3 . 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(2) ダイオキシン類に係る毒性等価係数

ア．ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)

ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)		ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)	
異性体	毒性等価係数	異性体	毒性等価係数
2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾフラン	0.1	2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	1
1,2,3,7,8 - 五塩化ジベンゾフラン	0.05	1,2,3,7,8 - 五塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	1
2,3,4,7,8 - 五塩化ジベンゾフラン	0.5		
1,2,3,4,7,8 - 六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,4,7,8 - 六塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.1
1,2,3,6,7,8 - 六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,6,7,8 - 六塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.1
1,2,3,7,8,9 - 六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,7,8,9 - 六塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.1
2,3,4,6,7,8 - 六塩化ジベンゾフラン	0.1		
1,2,3,4,6,7,8 - 七塩化ジベンゾフラン	0.01	1,2,3,4,6,7,8 - 七塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.01
1,2,3,4,7,8,9 - 七塩化ジベンゾフラン	0.01		
1,2,3,4,6,7,8,9 - 八塩化ジベンゾフラン	0.0001	1,2,3,4,6,7,8,9 - 八塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.0001
その他	0	その他	0

イ．コプラナ - ポリ塩化ビフェニル (Co - PCB)

異性体	IUPAC	毒性等価係数
3,4,4',5 - 四塩化ビフェニル	# 81	0.0001
3,3',4,4' - 四塩化ビフェニル	# 77	0.0001
3,3',4,4',5 - 五塩化ビフェニル	#126	0.1
3,3',4,4',5,5' - 六塩化ビフェニル	#169	0.01
2',3,4,4',5 - 五塩化ビフェニル	#123	0.0001
2,3',4,4',5 - 五塩化ビフェニル	#118	0.0001
2,3,3',4,4' - 五塩化ビフェニル	#105	0.0001
2,3,4,4',5 - 五塩化ビフェニル	#114	0.0005
2,3',4,4',5,5' - 六塩化ビフェニル	#167	0.00001
2,3,3',4,4',5 - 六塩化ビフェニル	#156	0.0005
2,3,3',4,4',5' - 六塩化ビフェニル	#157	0.0005
2,3,3',4,4',5,5' - 七塩化ビフェニル	#189	0.0001
2,2',3,4,4',5,5' - 七塩化ビフェニル	#180	0
2,2',3,3',4,4',5 - 七塩化ビフェニル	#170	0

注：表ア及びイに示す毒性等価係数は、WHO - TEF (1998) と同じものである。

：表イに示す IUPAC は、国際純粋応用化学連合で定めた物質の番号。